

更生保護法人滋賀県更生保護事業協会 給与規程

第1条（適用範囲）

この規程は、職員の給与について定めるものである。

第2条（賃金形態）

賃金は月給制または時給月給制とする。

第3条（通勤手当）

通勤手当は通勤手段にかかわらず、合理的な経路において公共交通機関を利用した場合の運賃を実費として支給する。

第4条（賞与）

時給月給制で雇用する職員（以下、時給月給制職員という）には、年2回、6月30日と12月10日に賞与を支給することができる。支給額は理事長がこれを定める。

- ②賞与の受給資格者は、支給日において在籍している時給月給制職員とする。
- ③中途就労者等に対する賞与支給については、その都度理事長が決定する。

第5条（給与計算方法）

賃金は、月給制で雇用する職員（以下、月給制職員という）については月給額を、時給月給制職員については時給額を理事長が定める。

- ②月給制職員の給与額は毎月定額とし、時給月給制職員の給与額は月初から月末までの勤務時間を毎月末日締めで確定し、当該1月間に勤務した時間数に時給額を乗じて算定する。

第6条（給与支給方法）

賃金は、勤務翌月の16日に現金で支給する。ただし、16日が就業日でない場合は、その直前の就業日に支給する。

第7条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規定は令和2年3月13日から施行する。